

お子様が認可保育所もしくは私立幼稚園へ通われている 保護者の皆様へ

婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用
及び生活保護世帯のみなし適用を実施しています

行田市では、ひとり親世帯への経済的支援、子育て支援の充実を目的として、法律上の婚姻歴のないひとり親家庭のお子様が認可保育所や私立幼稚園を利用している場合、その保育料もしくは幼稚園就園奨励費の算定時に寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行っています。

また、平成25年8月の生活保護の基準額の見直しにより、生活保護が廃止もしくは受給できなくなった方へも生活保護世帯とみなして保育料等の算定を行っています。

◎対象の事業

- (1) 認可保育所の保育料
- (2) 私立幼稚園就園奨励費

◎実施時期

平成26年4月1日から実施中

◎対象となる方

- (1) 認可保育所の保育料
 - ・法律上の婚姻によらずにひとり親となった方
 - ・生活扶助基準の改定に伴い、生活保護が廃止又は受給できなくなった方
- (2) 私立幼稚園就園奨励費
 - ・法律上の婚姻によらずひとり親となり、児童扶養手当を受給している方
 - ・生活扶助基準の改定に伴い、生活保護が廃止又は受給できなくなった方

◎みなし適用を受けるためには

対象となる方ご本人からの申請が必要です。

事前に担当課と相談の上、申請を行ってください。なお、申請を行っても保育料等が減額にならない場合もあります。

◎問い合わせ

- (1) 保育所保育料に関すること
市役所子育て支援課保育担当(TEL:556-1111内線263)
- (2) 私立幼稚園就園奨励費に関すること
教育委員会教育総務課財務施設担当(TEL:556-8311)

